

市川市規則第 1 1 号

市川市個人情報保護条例第 5 章の 2 の規定による実施機関非識別

加工情報の提供に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市川市個人情報保護条例（昭和 6 1 年条例第 3 0 号。以下「条例」という。）第 5 章の 2 の規定による実施機関非識別加工情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(他の情報から除かれる情報)

第 3 条 条例第 2 条第 9 号の規則で定める情報は、同号で規定する個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報（同号で規定する個人情報をいう。）とする。

(条例第 2 条第 1 1 号イの規則で定めるもの)

第 4 条 条例第 2 条第 1 1 号イの規則で定めるものは、これに含まれる実施機関非識別加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の実施機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとする。

(条例第 1 2 条の 2 第 1 項の規則で定める事項)

第 5 条 条例第 1 2 条の 2 第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 記録項目及び本人（条例第 1 2 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する本人を

いう。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下「記録範囲」という。)

(5) 記録情報の収集方法

(6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(7) 条例第2条第8号アに係る個人情報ファイル又は同号イに係る個人情報ファイルの別

(8) 条例第2条第8号アに係る個人情報ファイルについて、同号イに係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第12条の2第1項の規定による公表に係る同号アに係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものがあるときは、その旨

(条例第12条の2第2項第3号の規則で定める数)

第6条 条例第12条の2第2項第3号の規則で定める数は、1,000人とする。

(条例第12条の2第2項第4号の規則で定める個人情報ファイル)

第7条 条例第12条の2第2項第4号の規則で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 公の秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれがある事項を記録する個人情報ファイル

(2) 租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

(3) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

(4) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

(5) 条例第12条の2第1項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルで

あって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

- (6) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- (7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (8) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (9) 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選考のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 実施機関の職員以外の地方公務員であって任命権者の任命に係る者若しくは市から委託された事務に従事する者であって当該事務に1年以上にわたり専ら従事すべきもの又はこれらの者であった者

イ 第3号に規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

- (10) 第3号に規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの
- (11) 条例第2条第8号イに係る個人情報ファイルであって、その利用目的及び記録範囲が条例第12条の2第1項の規定による公表に係る条例第2条第8号アに係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 実施機関は、個人情報ファイル（条例第12条の2第2項各号に掲げ

るもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下この条において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、実施機関が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 実施機関は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 実施機関は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第12条の2第2項第3号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 実施機関は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを当該実施機関の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。この場合において、当該事務所への個人情報ファイル簿の備置きは、一の実施機関が取りまとめて行うことができる。

(提案の募集の方法)

第9条 条例第24条の4の規定による提案の募集は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 実施機関は、提案の募集に関し必要な事項を公示するものとする。

(提案の方法等)

第10条 条例第24条の5第1項の提案は、実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書(様式第1号。以下「提案書」という。)により行うものとする。

- 2 代理人によって前項の提案をする場合にあっては、提案書に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。

- 3 法第24条の5第2項第8号の規則で定める事項は、提案に係る実施機関非識別加工情報に関して希望する提供の方法とする。

- 4 条例第24条の5第3項の規則で定める書類は、次のとおりとする。
- (1) 提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの
 - (2) 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの
 - (3) 提案をする者がやむを得ない事由により前2号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため実施機関が適当と認める書類
 - (4) 前3号に掲げる書類のほか、実施機関が必要と認める書類
- 5 前項の規定は、代理人によって第1項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第1号から第3号までの規定中「提案をする者」とあるのは、「代理人」と読み替えるものとする。
- 6 条例第24条の5第3項第1号（条例第24条の12第2項において準用する場合を含む。）の書面は、誓約書（様式第2号）によるものとする。
- 7 実施機関は、条例第24条の5第2項の規定により提出された書面又は同条第3項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載す

べき事項の記載が不十分であると認めるときは、同条第1項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

(条例第24条の7第1項第2号の規則で定める数)

第11条 条例第24条の7第1項第2号の規則で定める数は、1,000人とする。

(条例第24条の7第1項第5号の規則で定める期間)

第12条 条例第24条の7第1項第5号の規則で定める期間は、条例第24条の5第2項第5号の事業並びに同号の提案に係る実施機関非識別加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。

(条例第24条の7第1項第7号の規則で定める基準)

第13条 条例第24条の7第1項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 実施機関が提案に係る実施機関非識別加工情報を作成する場合に当該実施機関の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。
- (2) 条例第24条の5第1項の提案をした者が、市川市暴力団排除条例(平成24年条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(審査した結果の通知方法及び通知事項)

第14条 条例第24条の7第2項の規定による通知は、次に掲げる書類を添えて実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案に係る審査結果通知書(様式第3号)により行うものとする。

- (1) 実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書(様式第4号)により作成した条例第24条の9の規定による実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類
- (2) 前号の契約の締結に関する書類

2 条例第24条の7第2項第2号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 納付すべき手数料の見込額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 実施機関非識別加工情報の提供の方法

3 条例第24条の7第3項の規定による通知は、実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案に係る不適合審査結果通知書（様式第5号）により行うものとする。

（条例第24条の8第1項において準用する市川市公文書公開条例第15条第2項の規則で定める事項等）

第15条 条例第24条の8第1項において準用する市川市公文書公開条例（平成9年条例第2号）第15条第1項の規定により第三者から意見を聴くときは、当該第三者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 条例第2条第10号イに規定する当該個人情報ファイルを構成する個人情報記録されている公文書（市川市公文書公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。次項第1号において「公文書」という。）の件名
- (2) 条例第24条の5第1項の提案の年月日
- (3) 条例第24条の5第1項の提案に係る個人情報ファイルの記録項目
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第24条の8第1項において準用する市川市公文書公開条例第15条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公文書の件名
- (2) 条例第24条の5第1項の提案の年月日
- (3) 条例第24条の8第1項において準用する市川市公文書公開条例第15条第2項の規定を適用する理由
- (4) 条例第24条の5第1項の提案に係る個人情報ファイルの記録項目
- (5) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

（実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結）

第16条 条例第24条の9の規定による実施機関非識別加工情報の利用に関

する契約の締結は、第14条第1項の書類を提出することにより行うものとする。

(条例第24条の10第1項の規則で定める基準)

第17条 条例第24条の10第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (3) 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に実施機関において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
- (4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (5) 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

(条例第24条の11第1号の規則で定める事項)

第18条 条例第24条の11第1号の規則で定める事項は、実施機関非識別加工情報の本人の数及び実施機関非識別加工情報に含まれる情報の項目とする。

(納付書の送付)

第19条 実施機関は、条例第24条の13第1項の規定により納付しなければならない手数料の額が確定したときは、条例第24条の7第2項の規定による通知をした者に対し、納付すべき手数料の額及び納付期限を記載した納付書を送付するものとする。

(準用)

第20条 第10条、第12条、第14条、第16条及び前条の規定は、条例第24条の12第1項の提案をする場合について準用する。この場合において、第10条第1項中「実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書(様式第1号)」とあるのは「作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書(様式第6号)」と、第14条第1項中「実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案に係る審査結果通知書(様式第3号)」とあるのは「作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案に係る審査結果通知書(様式第7号)」と、同項第1号中「実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書(様式第4号)」とあるのは「作成された実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書(様式第8号)」と、同条第2項第1号中「見込額」とあるのは「額」と、同項第2号中「納付方法」とあるのは「納付方法及び納付期限」と、同条第3項中「実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案に係る不適合審査結果通知書(様式第5号)」とあるのは「作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案に係る不適合審査結果通知書(様式第9号)」と、前条中「第24条の13第1項の規定により納付しなければならない手数料の額が確定したときは、条例第24条の7第2項の規定による通知をした」とあるのは「第24条の12第2項において準用する条例第24条の7第2項の規定による通知をするときは、当該通知をする」と読み替えるものとする。

(条例第24条の15第1項の規則で定める基準)

第 2 1 条 条例第 2 4 条の 1 5 第 1 項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 実施機関非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 実施機関非識別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って実施機関非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 実施機関非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による実施機関非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(補則)

第 2 2 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。